

第 1 章

総

則

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づく男鹿市地域防災計画のうち、風水害などに対する「一般災害対策編」として、男鹿市防災会議が策定する総合的計画であって、市及び市内の防災関係機関が有する全機能を有効に発揮し、予防、応急、復旧等の各分野にわたる防災活動を総合的、計画的に実施することにより、市民及び滞在者の生命、身体、財産を保護することに加え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目的とする。

また、市及び市民は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実させる必要から、その実践を積極的かつ計画的に促進するための市民運動を展開する。

第 2 節 計画の性格

第 1 性格

この計画は、風水害など一般災害対策に関し、本市の地域における関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を内容としているものである。

したがって、この計画は、本市の現状に適合した具体的な防災活動計画としての性格を持つものであり、本市の風水害など一般災害に対する防災活動はすべてこの計画を基本として、有機的に運営されるべきものである。

なお、他の法令に基づいて作成する「消防計画」、「水防計画」、並びに「秋田県地域防災計画」などと十分調整を図る。

この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条の規定に基づく男鹿市国土強靱化地域計画（H29.3 月策定）を指針とするものである。

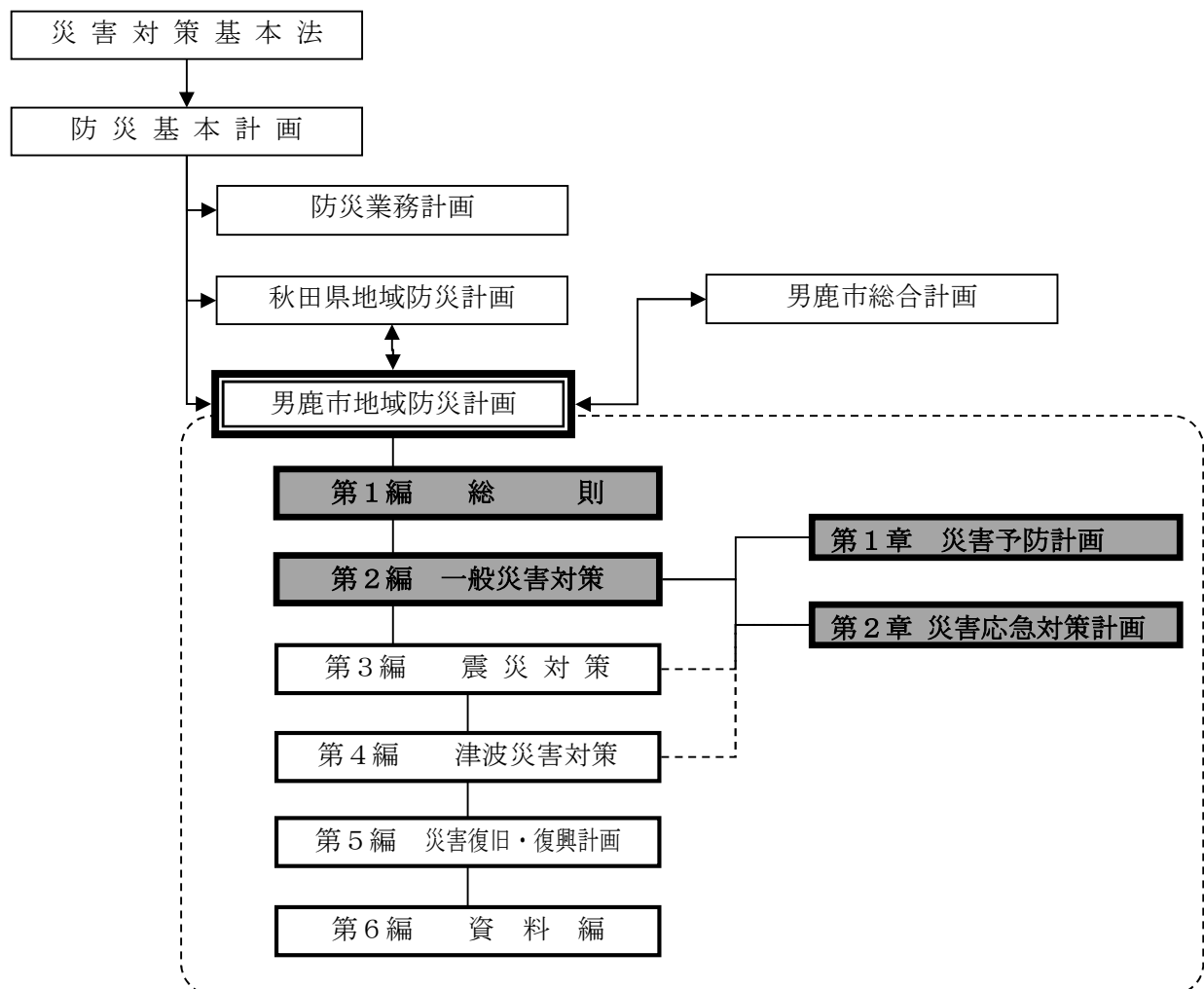
第 2 計画の対象となる災害

この計画は、次の災害対策について定めたものである。

自然災害	暴風、豪雨、洪水、地すべり、豪雪、高潮、その他異常な自然現象
事故災害	大規模火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害（鉄道・自動車事故等）、産業災害 その他の大規模な人為的な事故

第 3 構成

本計画は、以下の各編各章から構成する。



第 4 修正

男鹿市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき国、県の防災方針、市の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第 5 計画の習熟等

市及び関係機関は、平素から所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通じて、この計画の習熟等に努め、災害への対応能力を高めていく必要がある。

第 3 節 実施責任と防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 実施責任

1 市の責務（災対基本法第 5 条）

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれらを実施する責務を有する。

市長は、この責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備並びに市の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同による自発的な防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮できるよう努めなければならない。

2 指定行政機関の責務（災対基本法第 3 条）

指定地方行政機関は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に協力して防災活動を実施する。

指定行政機関の長は、市の防災活動が円滑に実施されるよう必要な勧告、指導、助言、その他適切な措置をとらなければならない。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務（災対基本法第 6 条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施するとともに、市の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるようその業務について、市に対して協力する責務を有している。

4 市民の責務（災対基本法第 7 条）

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、法令又は防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

また、市民一人ひとは、「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、災害に関する知識や平素の心構え、災害発生時の心得など、平時から地域、家庭、職場等で災害から身を守るための積極的な取り組みに努め、地域の防災に寄与するよう努めなければならない。

第 2 防災会議

災害対策基本法第 16 条及び男鹿市防災会議条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 14 号）に基づいて設置された機関で、市の地域に係る防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報を収集し防災関係機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。

第 3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会議開催の 5 日前まで開催日時、開催場所、及び議事を示して委員に通知して行う。

ただし、急を要する場合は、この限りでない。

資料編 1 章-3 節-1「男鹿市防災会議条例」

資料編 1 章-3 節-2「男鹿市防災会議委員」

第 4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 男鹿市

- (1) 男鹿市防災会議及び男鹿市災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備に関すること。
- (5) 防災思想の普及に関すること。
- (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (7) 災害発生の防御と被害拡大の防止に関すること。
- (8) 被災者に対する救護措置に関すること。
- (9) 被害時における保健衛生、文教及び交通等の対策に関すること。
- (10) 緊急輸送の確保に関すること。
- (11) 災害復旧の実施に関すること。
- (12) 市の区域内にある公共的団体及び住民組織による自主防災組織等の結成・育成及び指導強化に関すること。
- (13) 被害時における給水に関すること。
- (14) 県、その他の予防関係機関との連絡調整に関すること。

2 男鹿潟上南秋消防組合

- (1) 消防力等の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査に関すること。
- (3) 防災教育訓練に関すること。
- (4) 災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- (5) 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- (6) その他災害に関すること。

3 秋田県

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
秋 田 県	1 秋田県防災会議及び秋田県災害対策本部に関する事 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関する事 3 災害情報の収集伝達及び被害調査・報告に関する事 4 他の防災関係機関との連絡調整に関する事 5 災害救助法の適用実施に関する事 6 災害時の文教対策及び警備対策に関する事 7 防災に関する知識の普及、教育、訓練及び自主防災組織等の結成、育成・指導に関する事 8 市町村防災業務の指導調整に関する事
秋田地域振興局総務企画部 地 域 企 画 課	1 要望及び陳情に関する事 2 災害広報に関する事 3 管内地方機関との連絡調整に関する事 4 地域災害対策部の庶務に関する事 5 市町村との連絡調整に関する事 6 県災害対策本部との連絡調整に関する事 7 救援物資、見舞金等の受付・保管に関する事 8 他に属さない事項に関する事
秋 田 県 総 務 部 総 合 県 税 事 務 所	1 県税の徴収猶予及び減免に関する事
秋田地域振興局農林部	1 農林関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害防止及び災害復旧に関する事
秋田地域振興局建設部	1 土木関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害防止及び災害復旧に関する事
船 川 港 湾 事 務 所	1 港湾関係の被害状況に関する事 2 災害防止及び災害応急復旧に関する事
秋田地域振興局福祉環境部 秋 田 中 央 保 健 所	1 医療及び救護に関する事 2 防疫及び清掃に関する事 3 その他保健衛生に関する事
男 鹿 警 察 署	1 災害情報の収集に関する事 2 交通情報の収集と交通規制に関する事 3 犯罪の予防及び取締に関する事 4 死体検視及び身元不明死体の身元確認に関する事 5 被災者の救出、負傷者の救護及び避難誘導に関する事
秋 田 県 教 育 委 員 会	1 教育庁所管に係る県有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 2 市町村教育委員会との連絡調整に関する事。 3 幼児、児童、生徒、教職員の安全指導に関する事。 4 文化財に係る被害調査及び応急対策に関する事。

4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東 北 農 政 局	1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関する事 2 農業災害に係る資金融資に関する事 3 災害時における主要食糧の需給対策に関する事
東 北 森 林 管 理 局	1 国有林内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関する事 2 国有林野の林野火災の防止に関する事 3 国有林林道その他施設の整備保全に関する事 4 災害時における応急復旧用材の供給に関する事
秋 田 海 上 保 安 部	1 海上における災害警備、海難救助対策に関する事 2 船舶交通の安全確保に関する事 3 海上における災害予防及び災害応急対策に関する事
秋 田 公 共 職 業 安 定 所 男 鹿 出 張 所	1 災害対策のための労働力の確保に関する事 2 被災者に対する職業の斡旋に関する事

5 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第21普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第33警戒隊	1 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関する事

6 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本赤十字社秋田県支部	1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関する事 2 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関する事 3 義援金品の受付、配分に関する事
日本放送協会秋田放送局	1 気象予報、災害情報等の報道に関する事 2 防災知識の普及に関する事 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事
東日本旅客鉄道株式会社 秋 田 支 社 男 鹿 駅	1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事 2 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送に関する事
NTT 東 日 本 株 式 会 社 秋 田 支 店 株式会社 NTT ドコモ 東 北 支 社 秋 田 支 店	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事 2 災害時における非常通話の運用に関する事 3 気象警報の伝達に関する事
日 本 郵 便 株 式 会 社 秋 田 支 店	1 災害時における郵便業務の確保に関する事
日本通運株式会社（秋田支店） ヤマト運輸株式会社（秋田主管支店）	1 災害時における救助物資等の輸送に関する事

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東北電力ネットワーク株式会社秋田支社	1 電力施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること
東日本高速道路株式会社東北支社	1 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関すること。

7 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
土 地 改 良 区	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
一般社団法人 秋田県エルピーガス協会	1 ガス供給施設の防災に関すること 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること
秋田中央トランスポート株式会社 男 鹿 営 業 所	1 被災地の人員輸送の確保に関すること 2 災害時の応援輸送対策に関すること 3 緊急支援物資の輸送に関すること
一般社団法人 秋 田 県 医 師 会	1 災害時における医療救護活動に関すること 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること
公益社団法人 秋 田 県 ト ラ ッ ク 協 会	1 被災地の人員輸送の確保に関すること 2 災害時の応急輸送対策に関すること 3 緊急支援物資の輸送に関すること
公益社団法人 秋 田 県 看 護 協 会	1 災害時における収容者の保護対象に関すること 2 災害時における負傷者の医療救護及び防疫に関すること 3 医療器具及び医療品の調達に関すること。
一般社団法人 秋 田 県 薬 剤 師 会	1 災害時における負傷者の医療救護及び防疫に関すること 2 医療器具及び医療品の調達に関すること

8 公共的団体

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
報 道 機 関	1 市民に対する防災知識の普及に関すること 2 災害情報等の報道に関すること
病 院 等	1 災害時における収容者の保護対策に関すること 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること 3 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
農 業 協 同 組 合 等 農 業 共 済 組 合 等 漁 業 協 同 組 合 等 森 林 組 合 等	1 県及び市が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関すること 2 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農林漁業者に対する融資斡旋に関すること 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること
社 会 福 祉 協 議 会	1 被災生活困窮者の援護に関すること 2 災害ボランティアに関すること 3 災害福祉広域支援ネットワークに関すること（県社協）
商 工 会	1 県及び市が行う商工業関係の被災調査の協力に関すること 2 被災商工業者に対する融資斡旋に関すること 3 災害時における物資安定対策に関すること 4 救助用物資、復旧用資器材の調達斡旋に関すること
金 融 機 関	1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他緊急措置対策に関すること

9 防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社 会 福 祉 施 設	1 災害時における入所者の保護対策に関すること 2 避難用施設の整備と避難訓練に関すること
公 民 館 、 集 会 所 等	1 避難用施設の整備と避難訓練に関すること 2 避難者の受け入れ体制に関すること
文 化 財 管 理 者	1 文化財の防災及び避難対策に関すること
危 険 物 取 扱 所 等	1 石油類等危険物の防災管理に関すること 2 災害時における燃料等供給に関すること
会 社 、 工 場 、 事 業 所 等	1 自衛防護に関すること 2 災害応急、復旧資器材の調達に関すること 3 災害時における技術員等の派遣に関すること
倉 庫	1 救援物資の保管に関すること

第4節 男鹿市の概況と一般災害

第1 男鹿市の自然概況

1 位置と地勢

秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の大部分を占める男鹿市は、北側に三種町、東側に大潟村、南東側に潟上市と接している。

男鹿半島は、米代川と雄物川の運搬土砂の堆積によってできた砂州で本陸と結ばれた陸繋島で、西部は山岳地形、その周囲は海岸段丘となっている。

気候は、冬季に日本海からの季節風が吹き付ける積雪寒冷地だが、内陸部よりは降雪が少なく、比較的温暖な地域となっている。

また、県庁所在地の秋田市までの距離が35～40km、能代市までほぼ同距離であり、両市の経済圏、通勤圏となっている。

男鹿市の位置及び面積 (市勢統計要覧 平成27年版)

東 経		北 緯	
最 東	最 西	最 南	最 北
139° 58' 24"	139° 41' 32"	39° 51' 23"	40° 04' 23"
広 ば う		面 積	
東 西	南 北		
23.88 km	24.36 km	241.09 km ²	

2 気象 (気象庁統計情報 1991～2020 より)

(1) 特徴

本市の気候は冬季の強い北北西の風と多雪、曇天が多いいわゆる日本海型気候であるが、対馬暖流の影響を受けて高緯度のわりには暖かく、また、降水量、積雪量は県内陸部、秋田市より少ない。また、降雪の期間は、平年で12月初旬に始まり3月下旬に終わる。このほか、年に1回ないし2回程度の台風の接近又は通過があり、その際、異常乾燥、又は最大風速20メートル前後の暴風雨に見舞われる状況にある。

(2) 気温

年間の気温の変化を見ると、最高は7月下旬から8月上旬で、最低は2月上旬であり、立秋の頃が最も暑く大寒から立春にかけて最も寒くなる。

なお、1991～2020年における市内の平均気温は11.2度となっており、最高気温の極

値は 35.6 度 (2000. 7. 31)、最低気温の極値は-14.4 度 (2018. 2. 2) で、その差は 50.0 度にも及んでいる。

また、真夏日 (日最高気温 30 度以上の日) の年平均日数は 11 日となっている。

(3) 風

風向は季節により変化するが、冬は北北西の風が多く夏は南南西の風が多くなっている。

1991～2020 年の平均風速は 2.2m/s で最大風速は 20.0m/s であるが、主に強風が吹くのは日本海低気圧によるものが圧倒的に多い。

(4) 雨

本市の降雨量は、県内でも比較的少ない地域であるといえる。

1991～2020 年の平均降雨量は 1,612.9mm で、年あたり最も降雨量の多かった年は 2025 年の 2,216.5mm であり、最も少なかった年は 1994 年の 1,086mm となっており、月別平均降雨量では 7 月の 176.2mm が最も多くなっている。

なお、1 日当たりの極値は脇本で 2023 年 7 月 15 日の 238.5mm が最高となっている。

(5) 雪

本市における降雪の期間は、12 月上旬から始まり 3 月下旬頃まで続き、積雪深の平年値は (32～55) cm となっており、降雪日数は平均 (45～56) 日で、県内では少ない地域となっている。

(6) 日照

1991～2020 年の平均日照時間は約 1,649 時間で、日照率 (可照時間に対する日照時間の割合) は約 (30.7%) である。

月別日照率は、3 月から 5 月と 9 月から 10 月にかけては (34.9% から 38.0%) であって、これらの月は、可照時間の約 3～4 割は日照に恵まれているが、12 月から 1 月にかけては (15.8% から 14.0%) と可照時間の 1～2 割程度である。

(7) 梅雨

梅雨期の天候は、年によって空梅雨もあれば曇雨天が長引き大雨の降る時期もある。

本市が梅雨入りとなるのは、平均的には 6 月中旬頃であり、梅雨入り後の現象は一般的にそれほど顕著ではなく、しばらく中休み状態となる。

本格的な梅雨となるのは 7 月に入ってからで、特に中旬頃を中心とする梅雨の末期には大雨になることが多い。

1991～2020 年の過去 30 年間における 6 月から 7 月にかけての年平均降雨量は 263.9 mm で、日降水量の最大は 238.5mm (2023. 7. 15) となっている。

(8) 台風

本市に影響を及ぼす台風は年 1, 2 回程度であり、時期的には 9 月下旬に多く、時には 8 月下旬に北上してくるものもある。

また、台風の性格により暴風をもたらすもの、大雨をもたらすものや両者をもたらすものもある。

第 2 男鹿市の社会的、経済的状況

近年、本市においては観光開発、下水道事業の推進、道路の新設改良事業及び船越地区の商業化が進み災害の要因が著しく増大している。

- (1) 人口の動態は旧男鹿市では昭和 36 年の 50,879 人、旧若美町では昭和 35 年の 11,976 人をピークに減少を続けており、合併後の男鹿市の人口は 25,154 人（国勢調査令和 2 年 10 月 1 日現在）となっている。

これは、若年の都市への流出、出生率の低下、高齢化の進行等によるものであるが、人口減に比べ世帯数は核家族化に伴い数年横ばい状態である。

- (2) 人口の高齢化

本市の 65 歳以上の高齢者は、全人口の 46.9%（国勢調査令和 2 年 10 月 1 日現在）を占め、人口の高齢化が極めて急速に進行しており、今後も年々増加することが予想される。

- (3) 土地利用計画

令和元年 10 月 1 日現在で、本市は 24,109 h a の面積を有し、土地利用状況は森林が 51.8%、農用地（田・畑）が 19.4%、河川及び道路が 6.8%、原野が 0.5%、宅地が 4.7%、その他が 16.7%の構成となっている。

土地利用概要（単位 km²）

区 分	面 積	構 成 比
田	3,960	16.4
畑	720	3.0
宅 地	1,143	4.7
森 林	12,481	51.8
原 野	122	0.5
河川、道路等	1,646	6.8
そ の 他	4,037	16.7
計	24,109	100.0

(4) 危険物施設の減少

ガソリン、石油等の危険物施設は、社会情勢の変化により年々減少している。

(5) 車両の増加

本市の車両台数（原付自転車を含む。）は、道路網の整備、輸送手段としての自動車利用の拡大等により年々増加し、今後更に増加することが予想される。

第 5 節 災害記録

第 1 既往の一般災害

昭和 21 年以降に発生した災害種別毎の被害で、主なものは次のとおりである。

1 水害

平成 2 年 9 月 19 日から 20 日にかけて、台風 19 号の接近により 158mm の大雨が降り、このため住家の床上、床下の浸水などが発生したほか、農地や農作物、公共土木施設に大きな被害が出た。

2 風害

平成 3 年 9 月 28 日未明にかけて台風 19 号が秋田沖を通過し、最大瞬間風速 51.4m/s を記録した。このため住家及び農作物、林業、漁業、土木施設や学校などに大きな被害が生じた。

3 雪害

昭和 49 年 1 月 25 日から降りだした雪は、2 月 12 日には積雪深で 215cm まで達した。このため列車やバスの運休が相次ぎ交通が麻痺したほか、雪降ろしによるけが人や建物等が倒壊するなどの被害が生じた。

また、平成 17 年 12 月 23 日から 24 日未明にかけて降り続いた大雪は、積雪量 69cm を記録した。さらに、翌年 1 月 5 日にも大雪となり、積雪量が 80cm までに達した。

J R 男鹿線が不通になったのをはじめ、幹線道路や生活道路も通行が困難となり、路線バスも運休になるなど、市民生活に大きな影響を与えた。

倒木による家屋被害など、人的被害や建物、農業施設、林業などに大きな被害があったほか、295 世帯で停電となった。また、一時避難した世帯が 4 世帯あった。

資料編 1 章-5 節-1「災害記録」

第6節 防災対策の推進計画

第1 防災対策の概要

男鹿市総合計画（～なまはげの里～おが幸せ未来ビジョン）では、目指す姿として「人口減少社会に対応した元気で心豊かに暮らす男鹿」を掲げ、「防災力の強化」を重点戦略に、安全・安心、生活の質を高める取組により、男鹿に暮らす全ての人々が生きがいと誇りを持ち、地域で心豊かに安心して暮らしていける男鹿を目指す。

1 自助・共助・公助が一体となって、災害に強いまちづくりを推進

市では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、地方公共団体等の行政の施策としての「公助」の考え方にに基づき、災害に強いまちづくりの形成を目指す。併せて、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」や「グリーンインフラ」の取組を推進する。

2 「減災」対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、最大クラスの災害に対しては、人命を守ることを最優先とし、被害を最小限に抑えることを主眼として、「減災」の考え方にに基づき、様々な対策を推進していく。

3 ハード対策の推進とソフト対策の充実

ハード対策によって被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える自然災害に対しては、防災訓練、防災教育の徹底など、ソフト対策により人命が失われないことを重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、国土強靱化の観点も踏まえながら、ハード・ソフト対策を組み合わせた一体的な災害対策を推進し、大規模な災害に備える。

- (1) 男鹿都市計画に基づき、街路、公園、広場等の整備の推進を図り、防災都市構造の方策を検討する。
- (2) 道路、橋りょうについては、社会経済活動及び防災活動上重要であることから、改良及び整備を図るとともに、維持管理体制の強化に努める。
- (3) 冬季の被害において、除排雪の充実を図り、道路交通の確保と雪害対策の強化に努める。
- (4) 避難所等、防災基盤の計画的な整備を図るとともに、防災訓練の実施により避難体制の確立と住民の防災意識の向上による警戒・避難体制の強化に努める。
- (5) 男女双方の視点や、高齢者、障害者などに配慮した防災を進めるため、防災会議委員

への任命など防災に関する政策・方針決定過程及び現場での男女共同参画を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努める。

(6) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた感染症対策や防災対策に努める。

(7) 効果的・効率的な防災対策を行うための災害対応業務のデジタル化の推進に努める。

(8) 県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地や備蓄倉庫の整備など、加えて、市は、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消など、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第 2 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、訓練や研修等を通じて同計画の効果的な運用に努める。